

# dポイントクラブ会員規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、この「dポイントクラブ会員規約」（以下「本規約」といいます）に従って、「dポイントクラブ」（以下「本会」といいます）に入会した方（以下「dポイントクラブ会員」といいます）に対し、「dポイント」と称されるポイント（以下「dポイント」といいます）の進呈等一定の特典（以下「本会特典」といいます）を提供する制度（以下「本プログラム」といいます）を実施します。本プログラムは、本規約に従って運営されるものとします。なお、本プログラムの細目については、第1条にて定義するdポイントクラブサイト等に従うものとします。

## 第1条（定義）

本プログラムで使用する用語の意味は以下の各号に定めるとおりです。なお、本規約に定めのない用語については、契約約款等（第2号にて定義します）によるものとします。

- (1) ポイント提供対象サービス  
dポイント進呈の対象となる当社がdポイントクラブサイト等において別途定めるサービス及び取引の総称をいいます。
- (2) 契約約款等  
FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款、5Gサービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款の総称をいいます。
- (3) 対象回線契約  
契約約款等に基づく回線契約をいいます。
- (4) 継続利用期間  
対象回線契約の継続期間をいいます。新規ご契約日の翌月を1か月目とし1か月単位で計算します。ただし、ご契約日が月の1日である場合は当月を1か月目とします。
- (5) dカード利用規約  
当社が別途定める「dカード利用規約（会員規約）」といいます。
- (6) dカードサービス  
dカード利用規約に従って提供されるクレジット機能を内容とするサービスをいいます。
- (7) dポイント（期間・用途限定）  
dポイントのうち、本規約に基づくdポイントの規定と異なる有効期間、利用用途を当社がdポイントクラブサイト等において別途定めたポイントをいいます。
- (8) dポイントクラブ会員番号  
当社がdポイントクラブ会員の識別のために会員ごとに割り当てた固有の番号をいいます。
- (9) サービスステージ  
5ステージから構成される本会特典提供のための区分をいいます。サービスステージは以下の各号に定める基準により決定されます。
  - ① 6か月間のdポイント獲得数  
当該月の前々月までの6か月間（以下「判断基準期間」といいます）にdポイントクラブ会員が獲得したdポイントの総数（ただし、dポイント（期間・用途限定）、dポイントの譲渡によって獲得したdポイント、その他当社がdポイントクラブサイト等において別途定める場合に進呈されるdポイントの獲得数は含まれません）
  - ② 毎月末（以下「判断基準日」といいます）時点のdポイントクラブ会員の継続利用期間（対象回線契約を保有していないdポイントクラブ会員にこの基準は適用されません）

なお、各サービスステージの名称及び適用条件は以下のとおりです。以下記載の順に上位のサービスステージとし、複数のサービスステージの適用条件を満たした場合は、上位のサービスステージがdポイントクラブ会員に適用されま

• プラチナステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

- ① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイントの獲得数が10,000ポイント以上であること
- ② dポイントクラブ会員の判断基準日時点における継続利用期間が15年以上であること

• 4thステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

- ① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイント獲得数が3,000ポイント以上であること
- ② dポイントクラブ会員の判断基準日における継続利用期間が10年以上であること

• 3rdステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

- ① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイント獲得数が1,800ポイント以上であること
- ② dポイントクラブ会員の判断基準日における継続利用期間が8年以上であること

• 2ndステージ

条件：以下のいずれかを満たすこと。

- ① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイント獲得数が600ポイント以上であること
- ② dポイントクラブ会員の判断基準日における継続利用期間が4年以上であること

• 1stステージ

- ① dポイントクラブ会員の判断基準期間におけるdポイント獲得数が600ポイント未満であること
- ② dポイントクラブ会員の判断基準日における継続利用期間が4年未満であること

(10) ドコモマイショップ

当社及び当社が認定した取扱店舗（以下「対象店舗」といいます）が、当社が別途定める「ドコモマイショップ会員特約」に基づき実施する会員制度をい

(11) dポイント協賛店

当社と本プログラムにおいて本会特典の提供又はポイント交換等の提携をしている会社等をいいます。

(12) dポイントクラブサイト

本プログラムにかかる各種情報の閲覧、及び本会特典の提供のお申込みを行うことができるdポイントクラブ会員専用のWebサイトをいいます。

(13) dポイントクラブ会員情報

本会入会時にご申告のdポイントクラブ会員または利用者に関する情報（氏名、性別及び生年月日を含みます）及び第2条第6項に基づき変更した情報をい

(14) 旧 2in1契約

2008年3月2日までに締結された2in1利用（「FOMA サービス契約約款」に定める定義と同一とします）を利用するための契約のうち、2008年3月3日より提供が開始されたサービス内容に基づいて2in1利用を利用する契約への移行手続がなされていない契約をいいます。

- (15) 2in1パケット等料金引受オプションサービス  
当社が「2in1パケット等料金引受オプションサービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。
- (16) ずっとドコモ割プラス  
当社がXiサービス契約約款に基づき提供する割引サービスをいいます。
- (17) ポイント共有グループ  
複数のdポイントクラブ会員が、共有でdポイントを利用することができるグループをいいます。ポイント共有グループの形成には、必ず代表会員としてdポイントクラブ会員を1名設定する必要があります。ただし、代表会員は、対象回線契約、dカードサービス又はドコモ光をご契約いただいているdポイントクラブ会員に限ります。ポイント共有グループの形成、ポイント共有グループへの追加及び廃止並びに代表会員の登録及び変更を含むポイント共有グループに関する各種条件の詳細は、当社がdポイントクラブサイト等において別途定めるところによるものとします。
- (18) dポイントクラブ特約  
当社が別途定める「dポイントクラブ特約」をいいます。
- (19) 本人確認  
当社が、別途当社が定める手続きに基づき、dポイントクラブ会員情報の登録内容の一部について、当該登録内容がご本人のものであることを確認することをいいます。

## 第2条（入会申込、会員資格、ポイント共有グループ、本人確認等）

本会は、以下の各号のいずれかを満たしたお客様に限りご入会いただくことができます。

- (1) 対象回線契約（当社が指定する一部の料金種別での契約を除きます）を締結している個人のお客様（以下「回線契約者」といいます）
- (2) 当社が別途定めるdアカウント規約（以下「dアカウント規約」といいます）に基づき当社が発行したdアカウントID及びパスワード（以下「dアカウント」といいます）をお持ちのお客様

2. お客様が本会への入会を希望される場合、本規約に同意のうえ、当社が別途定める方法に従い、本会の入会にかかるお客様と当社との間の契約（以下「本契約」といいます）のお申込みを行う必要があります。ただし、本会への入会を希望されるお客様が未成年者の場合は、親権者の同意を得たうえでお申込みを行う必要があります。また、本契約とは別に、別途当社が定めるお客様に関する情報の取扱いに関する同意事項に同意をいただく必要があります。

3. お客様が当社所定の本会への入会手続に関する書面に署名又は本会への入会手続ができる当社所定のWebサイトにおいて入会手続完了の画面を表示し、当社所定の審査が完了した時点で、お客様と当社との間に本契約が成立し、その効力を生じるものとし、本会への登録が完了します。なお、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様からのお申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 本条第1項各号に該当しないお客様によるお申込みである場合
- (2) 入会申込時に申告したdアカウントが、過去当社との間で法人名義での対象回線契約を契約時に取得されたもので、かつ、対象回線契約解約後、入会申込時においても継続して利用されているものである場合

- (3) 回線契約者によるお申込みであり、かつ、対象回線契約について、利用停止中、利用休止中、電話番号保管中等、当社が別途定める状態にある場合
- (4) 対象回線契約にかかる料金その他当社に対する債務のお支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合
- (5) 過去又は現在、本規約、dアカウント規約、dポイントクラブ特約、契約約款等（以下総称して「本規約等」といいます）のいずれかに違反したことがある又は違反するおそれがある場合
- (6) 本会へのお申込み内容若しくは届出内容に不足若しくは不備があり、若しくは虚偽の内容が含まれる場合、又はそれらのおそれがある場合
- (7) その他当社が不相当と判断した場合

4. 本会は、入会金及び会費は一切不要です。

5. ポイント共有グループを形成する場合は、代表会員となるお客様及びそれ以外のお客様がそれぞれ個別に第2項に従って本会への入会申込みをすることを要します。この場合、代表会員となるdポイントクラブ会員と他のdポイントクラブ会員は、3親等以内の親族であることを要します。

6. 本人確認を完了済みのdポイントクラブ会員は、第4条に定めるdポイントの譲渡その他dポイントクラブサイト等において別途当社が定めるサービスを利用することができます。なお、当社は、本人確認にあたり不正による手続きであると判断した場合は、本人確認の実施を認めない場合があります。また、当社は、既に実施された本人確認について不正によるものと判断した場合は、当該本人確認を取り消す場合があります。

7. dポイントクラブ会員は、dポイントクラブ会員情報の登録内容に変更があった場合は、当社所定の方法に従い、当社又は対象店舗に当該変更を届け出るものとします。

### 第3条（dポイントの計算方法、進呈方法、種類等）

当社は、dポイントをdポイントクラブ会員に進呈する場合、以下の各号に定める方法に基づいて計算されたdポイントをdポイントクラブ会員に進呈します。

- (1) 当社がdポイントクラブサイト等において別途定める進呈率により、ポイント提供対象サービスのうち、対象回線契約のひと月における利用料金（ただし、当社が別途定める料金は除きます）その他当社が別途定めるサービスのひと月における利用料金（以下「ポイント進呈対象料金」といいます）に応じて計算する方法。なお、進呈数を算定する際のポイント進呈対象料金の最小単位は1000円とし、1000円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。
- (2) 回線契約者であるdポイントクラブ会員が、当社所定の方法により、契約約款等に基づくずっとドコモ割プラスの割引に代えて、dポイント進呈を選択した場合、当社が別途定める進呈率により、ずっとドコモ割プラスの割引額に応じて計算する方法。この場合、ずっとドコモ割プラスの割引に関する契約約款等の規定は適用しないものとします。なお、月の途中でサービスステージが変更になった場合、変更となった月の末日時点のサービスステージに応じて計算し、dポイントを進呈します。
- (3) dポイントクラブ会員がdカード利用規約に基づいて付帯サービス等を利用するために対象回線契約にかかる回線の携帯電話番号又はdアカウントを当社に届け出た場合において、dカードサービスの利用料金に基づいてdポイントクラブサイト等において当社が別途定める方法により計算する方法。なお、進呈数を算定する際のdカードサービスの利用料金の最小単位は100円とし、100円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。
- (4) その他、当社がポイント提供対象サービス毎に、dポイントクラブサイト等において別途定める方法。

2. 以下の各号に定める場合におけるポイント進呈対象料金は、当該各号に定めるとおり

とします。

(1) dポイントクラブ会員が旧 2in1 契約を締結している場合  
旧 2in1 契約回線の利用金額を加算した金額をポイント進呈対象料金に含め  
ます。

(2) 2in1パケット等料金引受オプションサービスに基づき債務引受が行われた場合  
(本号において、本規約に定めのない用語については、当社が定める「2in1パ  
ケット等料金引受オプションサービス規約」によるものとします)  
2in1債務引受オプションの適用対象として指定されたAナンバーのFOMAサービ  
スについては、ポイント進呈対象料金から、引受債務の金額(ポイント進呈対象料  
金に相当する金額(税額相当分の合算後の額とします)に限り、以下本号におい  
て同じとします)を差し引いた後の金額をポイント進呈対象料金とします。2in1  
債務引受オプションを利用するBナンバーのFOMAサービスについては、当該引受  
債務の額をポイント進呈対象料金に含みます。

3. 当社は、第1項及び第2項で定める他、当社が企画する施策等(dポイント協賛店とのポ  
イント交換制度を含みます)を契機としてdポイント又はdポイント(期間・用途限定)を進呈  
する場合があります。

4. 当社は、dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入している場合、代表会  
員以外のdポイントクラブ会員によるポイント提供対象サービスの利用にかかるdポ  
イントの進呈であっても、代表会員に一括して進呈します。代表会員以外のdポ  
イントクラブ会員がポイント共有グループから廃止された場合、当該廃止時点で代表会員に進呈されてい  
るdポイントは、そのまま当該代表会員に残存するものとします。

5. 当社は、dポイントクラブ会員が保有しているdポイント数をdポイントクラブサイトへ  
の掲載、当社指定アプリでの表示、その他当社指定の方法によりdポイントクラブ会員に周  
知又は通知するものとします。dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入してい  
る場合、当該dポイント数は、当該dポイントクラブ会員が代表会員以外のdポイントクラブ会  
員であったとしても、dポイントクラブサイト等で確認することができます。ただし、当該  
代表会員が、それ以外のdポイントクラブ会員によるdポイント数の利用の拒否設定(以下  
「ポイント利用拒否設定」といいます)をした場合、ポイント利用拒否設定をされたdポ  
イントクラブ会員は当該ポイント共有グループのdポイントを利用することはできません。な  
お、dポイント数の具体的な確認方法及びポイント利用拒否設定の方法はdポイントクラブ  
サイト等にて当社が別途定めるところによります。

6. dポイントが進呈された後に、当該dポイントの進呈の対象となるポイント提供対象サー  
ビスにかかる利用金額が減額された場合又は当社の商品の購入若しくはサービスの利用がキ  
ャンセルされた場合は、当社は、当該事由を把握した時点で、dポイントクラブ会員に進呈  
されたdポイントのうち減額又はキャンセルされた当該購入金額又は利用金額に応じて進呈  
された分に相当するdポイントを取り消したうえで、サービスステージを決定するものと  
します。この場合当社は、取消対象となるdポイント(以下「取消対象ポイント」といいます)  
について、dポイントクラブ会員が保有するdポイントから一括して差し引くものとしますが、  
当該dポイントクラブ会員が保有しているdポイントの総数が取消対象ポイント総数に満た  
ない場合には、差し引くことができなかつた取消対象ポイント残数がなくなるまでの間、新  
たに進呈されるdポイントから予め取消対象ポイント残数を控除したうえでdポイントを進呈  
するものとします。なお、dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入していた場  
合、取消対象ポイントの取消処理は、代表会員に進呈されたdポイント又は新たに進呈され  
るdポイントに対して実施されるものとします。また、dポイントクラブ会員と当社との間  
のポイント提供対象サービスの契約が解約された場合、dポイントクラブ会員が第8条に基  
づく会員資格を失った場合又は第10条に基づきdポイントクラブ会員にかかる本プログラ  
ムの利用が停止された場合に、当該解約時(会員資格の喪失時又は本プログラムの利用停止  
時を含みます)にdポイントクラブ会員が保有していたdポイント総数が、取消対象ポイント残

数に満たないときには、当社は取り消すことができなかつた取消対象ポイント分にかかるdポイントの利用の申込み承諾を取り消して、当該取消対象ポイント分相当額をdポイントクラブ会員に請求することができるものとします。

7. dポイントの進呈時期は、dポイントクラブサイト等において当社が別途定める場合を除き、以下の各号のとおりとします。

- (1) 第1項第1号に基づく進呈  
利用月の翌月10日以降に進呈します。
- (2) 第1項第2号に基づく進呈  
選択月の翌月10日以降に進呈します。
- (3) 前二号以外に基づく進呈  
当社が別途定める時期に進呈します。

8. dポイントの有効期限は、当該ポイントが進呈された月から起算して48か月後の月末までとします。dポイント（期間・用途限定）の有効期限は、当社が別途定める期間に従うものとします。

9. dポイントクラブ会員がポイント提供対象サービスを複数契約していたとしても、第4項に定める場合を除き、dポイントを移行又は合算をすることはできません。

10. 当社は、第1項に定めるdポイントの進呈の他、dポイントクラブ会員に対してサービスステージに応じた本会特典を提供するものとします。当社は、当社又はdポイント協賛店の都合により、dポイントクラブ会員への通知なしに、本会特典の内容（dポイント協賛店を含みます）を変更し、本会特典の追加、削除、変更又は一時停止することができるものとします。なお、本会特典の種類及び具体的な提供方法等については、dポイントクラブサイト等にて当社が別途定めるところによります。

#### 第4条（dポイントの利用等）

dポイントクラブ会員は、dポイントを1ポイント単位（当社が別途定める場合を除きます）で以下の用途に利用できるものとします。なお、当社は、以下の各号に定める用途での利用について、利用を一部制限し、又は利用に一定の条件を設ける場合があり、その詳細はdポイントクラブサイト等で定めるものとします。

- (1) 当社が別途指定する当社の商品又はサービス（ただし、dポイント充当対象携帯料金（第3号で定義します）は除きます）等のご購入代金又はご利用料金への充当
- (2) 当社が別途指定する商品（以下「特典商品」といいます）との交換（交換に必要なdポイント数は特典商品毎に当社が別途定めます）
- (3) FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び5Gサービス契約約款に基づくサービス（国内通話通信料、パケット通信料金、付加機能使用料等当社が別途指定するものに限り）にかかるご利用料金（本条において「dポイント充当対象携帯料金」といいます）への充当（ただし、対象回線契約の締結者のみとします）。
- (4) その他当社が別途定める利用用途

2. dポイントクラブ会員がdポイントを利用した場合、失効までの日数がより短いdポイントから利用され、失効日が同一の場合は、以下の優先順位で利用がなされるものとします。

- (1) dポイント（期間・用途限定）
- (2) 前号以外のdポイント

3. dポイントクラブ会員は、当社所定の方法に従って、dポイントの利用を当社にお申し込みいただくものとします。

4. dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入している場合、当該ポイント共有グループを構成するdポイントクラブ会員は代表会員の承諾なしにdポイントの利用を申し込むことができます。ただし、代表会員がポイント利用拒否設定をしている場合はこの限り

ではありません。

5. dポイントクラブ会員は、一旦お申し込みいただいたdポイントの利用にかかる申込みを取り消すことはできないものとします。

6. dポイントクラブ会員は、当社の都合（在庫状況等）によりdポイントクラブ会員が希望する特典商品を提供できない場合があることを予め承諾するものとします。当社は、希望する特典商品を提供できないときは、dポイントクラブ会員に対して別の特典商品の指定を求めますが、dポイントクラブ会員が希望する特典商品がない場合は、当該特典商品交換のお申込みは取り消されるものとし、当社はdポイントクラブ会員が当該特典商品との交換を希望したdポイントを当社が指定した方法によりdポイントクラブ会員に返還します。

7. 当社は、dポイントクラブ会員からの特典商品交換のお申込み内容に不備がないことを確認したときは、特典商品に応じて、ドコモショップ等当社が指定する窓口での引渡し、送付等当社が指定した方法により特典商品を提供します。

8. 当社が特典商品をdポイントクラブ会員に送付するときは、特典商品交換のお申込みを当社が確認した時点でdポイントクラブ会員が当社に届け出ている住所又は特典商品交換のお申込み時にdポイントクラブ会員が指定した住所に送ります。

9. 当社がdポイントクラブ会員に特典商品を送付する場合は、前項に定める住所に書留等当社が定める方法により送付するものとします。この場合、郵便局等から交付される当該郵便物の到着を証明する書類を当社が受領した時点をもって、dポイントクラブ会員本人に特典商品が送付されたものとします。ただし、当社が前項に定める送付先住所に特典商品を送付したにもかかわらず、お届け先住所不明等の理由により当社に返送された場合、該当特典商品交換のお申込みは取り消されるものとし、当社は、dポイントクラブ会員が当該特典商品交換との交換に利用したdポイントを会員に返還します。

10. 当社は、dポイントクラブ会員がポイント提供対象サービスの利用料金等の支払を遅滞している場合には、dポイントの利用及び譲渡にかかるお申込みを受付けない場合があります。

11. 特典商品とは別に、当社又はdポイント協賛店は、dポイントクラブ会員に対し、dポイントを利用して特典商品交換を実施した謝礼等として他の特典を提供する場合があります。当該特典の具体的内容、提供条件等については、dポイントクラブサイト等に定めるところによります。

12. dポイントクラブ会員は、当社所定の方法に従ってdポイントクラブ会員間でdポイントを譲渡することができ、dポイントを譲渡する側のdポイントクラブ会員（以下「dポイント譲渡人」といいます）とdポイントを受け取るdポイントクラブ会員（以下「dポイント譲受人」といいます）は、以下の各号のいずれかを満たしたお客様に限ります。ただし、dポイント譲受人のdポイントクラブ会員番号を指定することでdポイントの譲渡が行われる場合、当該dポイント譲受人は本項第2号を満たすdポイントクラブ会員である必要があります。なお、当社は、dポイントの譲渡について、譲渡を一部制限し、又は譲渡に一定の条件を設ける場合があります、その詳細はdポイントクラブサイト等で定めるものとします。

- (1) 回線契約者
- (2) 本人確認を完了済みのお客様

13. dポイント譲渡人は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、dポイントの譲渡をすることはできません。

- (1) dポイント譲受人のdポイントクラブ会員番号がdポイント譲渡人のdポイントクラブ会員番号と同一の場合
- (2) dポイント譲受人がdポイント譲渡人と同一のポイント共有グループに属する場合
- (3) dポイント譲渡人の属するポイント共有グループの代表会員がポイント利用拒否

設定をしている場合（代表会員がdポイント譲渡人となる場合を除きます）

(4) dポイント譲受人がdポイントの受け取りを拒否する設定をしている場合

14. dポイント譲受人がポイント共有グループに加入している場合、当該ポイント共有グループの代表会員が一括して譲渡を受けることとなります。

15. 譲渡されるdポイントの種別及び有効期限は変更なく引き継がれるものとします。また、当社が別途定める手続きに基づきdポイント譲渡人が異なる指定をした場合を除き、失効までの日数がより短いdポイントから譲渡され、失効日が同一の場合は以下の優先順位で譲渡がなされるものとします。

(1) dポイント（期間・用途限定）

(2) 前号以外のdポイント

16. dポイント譲渡人は、一旦お申し込みいただいたdポイントの譲渡にかかる申込みを取り消すことはできないものとします。また、dポイント譲渡人は、dポイントの譲渡の際に入力する、譲渡するdポイントのポイント数、dポイント譲受人の携帯電話番号又はdポイントクラブ会員番号等について正確に入力するものとします。当社は入力された情報を真正なものとして扱い、入力内容について誤入力があったとしても、これによって生じた損害について、責任を負いません。

17. dポイントの譲渡があった場合、dポイント譲受人が当社に届け出たメールアドレスへの電子メールによる通知及び当社指定のアプリへの通知により、譲渡されるポイント数、dポイント譲渡人の携帯電話番号又はdポイントクラブ会員番号及びその他当社が別途定める情報が通知されます。

18. ポイント譲渡人及びポイント譲受人は、本条に基づくdポイントの譲渡がなされる前に進呈されたポイントにかかるポイント提供対象サービスの利用金額が減額された場合又は当社の商品の購入若しくはサービスの利用がキャンセルされた場合、当社が第3条第6項に定める措置に加え、以下の各号の措置を講じることができるとを承諾します。ただし、第2号及び第3号については、dポイントの譲渡が不正によるものであり、ポイント譲受人に対して第2号又は第3号に定める措置を講じることが相当であると当社が判断する場合に限ります。

- (1) ポイント譲渡人（ポイント譲渡人がポイント共有グループに加入していた場合には、代表会員）に対して、取消対象ポイント分相当額を請求すること。
- (2) ポイント譲受人（ポイント譲受人がポイント共有グループに加入していた場合には、代表会員を含み、本項において以下同じとします）が保有するdポイントから取消対象ポイントを一括して差し引くこと。
- (3) ポイント譲受人が保有しているdポイントの総数が取消対象ポイント総数に満たない場合には、ポイント譲受人に対して、取消対象ポイント分相当額を請求すること。

#### 第5条（dポイントクラブ会員のパーソナルデータの取扱い）

当社は、dポイントクラブ会員のパーソナルデータの取扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

2. dポイントクラブ会員は、本会入会前に当社が取得したパーソナルデータについて、当社が公表するプライバシーポリシーに基づいて取扱うことに同意するものとします。

3. 当社が実施するポイント提供対象サービスの契約内容又は利用状況等に応じた、商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提案等（ポイント提供対象サービス以外の商品等や業務提携先の商品等に関するご案内・ご提案等を含み、以下総称して「ご案内等」といいます）には、dポイントクラブ会員情報が記載される場合があります。

4. 当社がご案内等を行う際のインターネットメール、メッセージサービスの受信及びWebサイト等の閲覧にかかる通信料は、原則としてdポイントクラブ会員の負担となります。

#### 第6条（認証）

dポイントクラブ会員によるdポイントクラブサイトの利用に際して、当社は以下の各号に定める方法のうち、当社が指定する方法により、dポイントクラブ会員を認証します。認証ができない場合には、dポイントクラブ会員はdポイントクラブサイトをご利用いただけません。なお、dアカウントのご利用条件は、それぞれdアカウント規約に定めるところによります。

- (1) dポイントクラブサイトへのアクセス時に利用している契約回線を認証する方法（dポイントクラブ会員が回線契約者の場合）
- (2) dアカウントにより認証する方法
- (3) 第1号又は第2号のいずれかの認証方法によりdポイントクラブ会員がdポイントクラブサイトにアクセスされた際に当社が発行したCookieにより認証する方法
- (4) dアカウント規約に基づきdアカウント設定を行っているご利用端末により認証する方法（dポイントクラブ会員が回線契約者の場合）

2. 当社は、dポイントクラブ会員に本プログラムを便利にお使いいただくため、dポイントクラブ会員が保有しているdポイントの総数及びニックネームを、前項第1号、第3号又は第4号による認証により、パスワード等の確認をすることなく、dポイントクラブサイトその他関連するサイト又は当社が提供するアプリなどの画面上に表示することがあります。

3. dポイントクラブ会員は、第1項各号に定める認証に利用される契約回線等を善良なる管理者の注意義務をもって第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示、利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。

4. 当社は、第1項各号に定める方法による認証がなされた場合、当社の故意又は重過失による場合を除き、当該認証がdポイントクラブ会員以外の第三者によって実施された場合であっても、dポイントクラブ会員本人によるものとみなします。

#### 第7条（退会）

dポイントクラブ会員は、本会を退会しようとするとき、当社所定の方法に従って、申し出るものとし、当社が当該退会申出を受領した後は、退会を取り消すことはできないものとします。

#### 第8条（会員資格の喪失事由等）

dポイントクラブ会員が以下の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を失うものとし、dポイントクラブ会員が保有するdポイントはそれぞれ当該各号の定めに従い取扱うものとします。

- (1) dポイントクラブ会員と当社との間の対象回線契約が解約され、かつ、解約後にdポイントクラブ会員がdアカウントを保有しない場合  
解約時点でdポイントクラブ会員が保有するdポイントは直ちに失効するものとします。なお、解約後においてもdポイントクラブ会員がdアカウントを保有する場合はこの限りではなく、当該dアカウントにおいて会員資格を維持し、解約時点で保有していたdポイントを引き継ぎます。また、dポイントクラブ会員がポイント共有グループ加入していた場合は、当該ポイント共有グループを構成する全てのdポイントクラブ会員のポイント提供対象サービスが解約された時点で、当該保有するdポイントが失効するものとします。なお、代表会員が回線契約

を解約する場合において、当該代表会員が代表会員以外のdポイントクラブ会員から次の代表会員を指定することなく解約した場合はこの限りでなく、全てのdポイントが失効します。

- (2) 前条に基づき当社がdポイントクラブ会員の退会の申出を受領した場合退会の申出を当社が受領した時点でdポイントクラブ会員が保有するdポイントは直ちに失効するものとします。また、dポイントクラブ会員がポイント共有グループに加入していた場合は、当該ポイント共有グループを構成する全てのdポイントクラブ会員から本プログラムの退会の申出を受領した時点で保有するdポイントが失効するものとします。なお、代表会員が退会を申し出た場合において、当該代表会員が代表会員以外のdポイントクラブ会員から次の代表会員を指定することなく当社が退会の申出を受領した場合はこの限りでなく、全てのdポイントが失効します。
- (3) dポイントクラブ会員が法人であることが判明したとき前号に規定する取扱いに準じます。
- (4) 第10条第1項各号に該当する場合その他dポイントクラブ会員が本規約等に違反する等当社がdポイントクラブ会員として不適格であると判断した場合第1号に規定する取扱いに準じます。
- (5) dポイントクラブ会員に相続事由が生じた場合第1号に規定する取扱いに準じます。

2. dポイントクラブ会員が以下の各号のいずれかに該当するときは、dポイントクラブ会員が保有していたdポイント及び会員資格はそれぞれ当該各号の定めに従い取扱うものとします。

- (1) dポイントクラブ会員が対象回線契約を名義変更した場合対象回線契約上の地位を譲渡するdポイントクラブ会員が名義変更時点で保有していたdポイントは、当該対象回線契約上の地位を譲渡するdポイントクラブ会員が引き続き保有し、会員資格も当該対象回線契約上の地位を譲渡するdポイントクラブ会員が引き続き有します。ただし、対象回線の端末の利用者が当該対象回線契約上の地位を譲渡されたdポイントクラブ会員と同一である場合（当該対象回線契約上の地位が家族間で譲渡された場合に限り）に限り、dポイント及び会員資格は名義変更により対象回線契約上の地位を譲渡されたdポイントクラブ会員に引き継がれるものとします。
- (2) dポイントクラブ会員の対象回線契約上の地位が他者に承継された場合対象回線契約上の地位を承継するdポイントクラブ会員が承継時点で保有していたdポイント及び会員資格は、当該対象回線契約上の地位を承継されたdポイントクラブ会員には引き継がれないものとします。

3. dポイントクラブ会員が対象回線契約を解約した場合、dポイントクラブ会員が第7条又は前二項の会員資格喪失事由に該当しない限り、当該dポイントクラブ会員は引き続き会員資格を有するものとし、引き続き本規約が適用されるものとします。

#### 第9条（当社の責任の範囲）

当社は、次の各号に定める場合は、dポイントクラブ会員に生じた損害について、責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失によりdポイントクラブ会員に損害が生じた場合は除きます。

- (1) dポイント協賛店等第三者の提供する本会特典に関して、dポイントクラブ会員に損害が生じた場合
- (2) 本会特典の内容が、当社又はdポイント協賛店の都合により追加、削除、変更又は一時停止されたことにより、dポイントクラブ会員が希望する特典を提供できない場合

(3) 本プログラムの変更、利用停止、中断、又は廃止によりdポイントクラブ会員に損害が生じた場合

#### 第10条（利用停止等）

当社は、dポイントクラブ会員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の選択により、会員資格を喪失させることなく、本プログラムの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) dポイントクラブ会員のお申込み内容に虚偽があった場合
- (2) 本プログラムの利用において、第三者になりすます等不正行為があった場合
- (3) 本プログラムの利用において、当社の設備に無権限でアクセス、解析し、又は過度な負担を与える等迷惑行為があった場合
- (4) ポイント提供対象サービスの料金の支払を怠った場合
- (5) dポイントを不正に取得若しくは取得しようとし、又は不正に利用したと当社が判断した場合
- (6) 本会の運営を妨害した場合
- (7) 本人確認が不正によるものであると当社が判断した場合
- (8) 本規約等のいずれかに違反した場合
- (9) その他、当社がdポイントクラブ会員として不適切と判断した場合

2. 当社は、dポイントクラブ会員が前項第5号に該当する場合、前項に定める本プログラムの利用停止措置の実施有無にかかわらず、当該dポイントクラブ会員が保有するdポイントの全部又は一部を失効させ、又は当該dポイントクラブ会員が取得予定のdポイントの全部又は一部の進呈を取り消すことができるものとします。なお、この場合において、当該dポイントクラブ会員が取得したdポイントが第3条第4項に基づき代表会員に進呈された又は進呈される予定である場合には、代表会員の保有するdポイントのうち当該dポイントクラブ会員が取得した分のdポイントの全部若しくは一部を失効させ、又は代表会員に進呈される予定のdポイントのうち当該dポイントクラブ会員が取得しようとした分のdポイントの全部若しくは一部を取り消すことがあります。

3. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前にdポイントクラブ会員に通知又は周知することなく、本プログラムの全部又は一部の提供を中断又は停止することができるものとします。

- (1) 本プログラムにかかる機器、設備又はシステム等の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
- (3) 本プログラムにかかるシステムの障害等により、本プログラムの運営ができなくなった場合
- (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する場合
- (5) その他当社が運用上又は技術上本プログラムの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合

4. 当社は、当社が適当と判断する方法により事前にdポイントクラブ会員に通知又は周知することにより、本プログラムの全部又は一部の提供を廃止することができるものとします。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

dポイントクラブ会員は下記のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

2. dポイントクラブ会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

#### 第12条 (規約変更)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、dポイントクラブ会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、dポイントクラブ会員の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、当社が必要と認めたときには、dポイントクラブ会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、dポイントクラブサイト等の内容、本会特典の内容及びdポイント協賛店を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

#### 第13条 (損害賠償)

本プログラムに関して当社がdポイントクラブ会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限り、その上限額は、対象回線契約の月額基本料金のうち最も安価なものに限定されるものとし、当社は、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。

2. 前項の規定は、当社の故意又は重大な過失による場合は適用しません。

#### 第14条 (権利義務の譲渡の禁止)

dポイントクラブ会員は、別途当社が定める場合を除き、本契約上の地位、本契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負担する義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

#### 第15条 (連絡先窓口)

本プログラムの内容、その他についての質問や問い合わせ等につきましては、dポイントクラブサイト等に記載する当社の連絡先を、窓口とするものとします。

## 第16条（準拠法及び合意管轄）

本規約の効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

2. dポイントクラブ会員と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は当該dポイントクラブ会員の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## 附則（2015年10月5日）

1. この改正規約は2015年12月1日から実施します。

2. dポイントクラブ会員は、dポイント及びdポイント（期間・用途限定）に加え、以下の各号に定めるポイントを、本規約に従って利用することができるものとします。なお、以下のポイントの有効期限は、当該ポイントが進呈された年度（毎年4月1日から3月末日までをいいます）の末日から3年2か月を経過する日までとします。

### (1) プレミアクラブ進呈ポイント

当社がdポイントクラブ会員に対し、2015年3月31日以前に改正前の本規約（以下「ドコモプレミアクラブ会員規約」といいます）に従って進呈されたポイントを指します。当社はdポイントクラブ会員が保有するプレミアクラブ進呈ポイントを2015年11月25日以降にdポイントに移行します。移行されるプレミアクラブ進呈ポイントは、2015年4月1日から当該移行時点直前までにdポイントクラブ会員に付与されたポイントとなります。ただし、dポイントに自動移行したポイント分は、2015年11月30日までプレミアクラブ進呈ポイントとしてご利用いただけます。

### (2) ドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）

当社がdポイントクラブ会員に対し、2015年3月31日以前にドコモポイント規約（ドコモの回線をお持ちでない方向け）に従って進呈されたポイントを指します。当社はdポイントクラブ会員が保有するドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）を2015年11月25日以降にdポイントに移行します。移行されるドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）は、2015年4月1日から当該移行時点直前までにdポイントクラブ会員に付与されたポイントとなります。ただし、dポイントに自動移行したポイント分は、2015年11月30日までドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）としてご利用いただけます。

3. 前項の規定にかかわらず、プレミアクラブ進呈ポイント及びドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）（以下総称して「旧ポイント」といいます）は、本規約第4条第1項第1号及び第2号に定める利用用途にのみ利用することができます。

4. 旧ポイントを保有しているdポイントクラブ会員が、dポイントを利用した場合は、以下の優先順位で利用がなされるものとします。

### (1) dポイント（期間・用途限定）

### (2) プレミアクラブ進呈ポイント及びドコモポイント（ドコモの回線をお持ちでない方向け）

### (3) dポイント

5. 第8条第1項の規定にかかわらず、旧ポイントを保有している回線契約者であるdポイントクラブ会員が、会員資格喪失後も対象回線契約を継続する場合の旧ポイントの取扱いについては、第4条第1項第1号に規定する利用のみ可能とします。ただし、利用できる当社商品又はサービスは一部制限され、詳細は別途当社が定めます。当該dポイントクラブ会員が本会退会后、当社が別途定める「ビジネスプレミアクラブ」に入会した場合、退会前に保有していた旧ポイントを引き継ぐことができます。

6. この改正規約実施後において、旧ポイントの進呈の対象となるポイント提供対象サー

ビスにかかる利用金額が減額された場合は、当社は、dポイントクラブ会員に進呈された旧ポイントのうち減額された当該利用金額に応じて進呈された分に相当する旧ポイントを取り消すものとします。なお、その方法は第3条第6項に準じるものとします。

7. この附則に定める以外の旧ポイントの取扱いについては、本規約のdポイントに関する定めに準じるものとします。

#### 附則（2017年5月9日）

1. この改正規約は2017年5月9日から実施します。
2. 2015年10月5日付附則の定めにかかわらず、dポイントクラブ会員が保有する旧ポイントは、2017年5月10日に行う処理によりdポイントへ移行します。移行の対象となる旧ポイントは、2017年5月10日に、当社が移行にかかる処理を実施する時点（以下「移行時点」といいます）でdポイントクラブ会員が保有する旧ポイントとします。
3. dポイントクラブ会員が移行時点より前に行った旧ポイントを使用した取引がキャンセル等され、当該旧ポイントがdポイントクラブ会員に返還されることになった場合において、返還日が移行時点より後となった場合、当該旧ポイントはdポイントへ移行しないものとします。なお、移行時点で、移行することができなかった旧ポイントの取扱いは以下のとおりとします。
  - (1) dポイントクラブ会員が2013年度に獲得した旧ポイント：2017年5月末をもって失効します。
  - (2) dポイントクラブ会員が2014年度に獲得した旧ポイント：別途、当社が指定する時期にdポイントへ移行します。

#### 附則（2018年5月1日）

1. この改正規約は2018年5月1日から実施します。
2. dポイントクラブ会員が2014年度に獲得した旧ポイントは、2017年9月14日にdポイントへ移行しました。
3. 複数の対象回線契約の料金のある対象回線契約において代表して一括で支払うサービス（以下「一括請求サービス」といい、一括請求サービスの対象である複数の対象回線契約をまとめて「一括請求グループ」といいます）を利用しているdポイントクラブ会員は、代表回線契約の回線契約者を代表会員とするポイント共有グループに自動移行し、当該一括請求グループで保有していたdポイントも、ポイント共有グループのdポイントに自動移行します。ただし、一括請求グループの代表回線契約の回線契約者がdポイントクラブ会員でない場合は、この限りではありません。この場合の一括請求グループで保有していたdポイントの取扱いについては以下の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 一括請求グループの代表回線契約の回線契約者以外の回線契約（以下「子回線」といいます）の回線契約者が1名の場合  
当該回線契約者であるdポイントクラブ会員に自動移行します。
  - (2) 一括請求グループの子回線の回線契約者が複数名の場合  
一括請求グループの代表回線契約の回線契約者が本会に入会した時点で、当該代表回線契約の回線契約者であるdポイントクラブ会員に自動移行します（ただし、この場合に自動移行するdポイントは、有効期限内のものに限ります）。
4. 2018年4月25日から同月30日までの間に、一括請求グループに子回線を追加若しくは廃止、又はポイント利用拒否設定のお手続きをされた場合、当該お手続き内容は、同年5月1日に一括請求グループから自動移行するポイント共有グループには反映されません。

#### 附則（2019年8月5日）

1. この改正規約は2019年9月5日から実施します。
2. この改正規約にて改正された第4条第2項は、改正規約の施行日である2019年9月5日時

点にdポイントクラブ会員が保有するdポイント及び当該日以降にdポイントクラブ会員が取得するdポイントに対して適用されます。

附則（2019年9月13日）

1. この改正規約は2019年9月26日から実施します。

附則（2019年12月10日）

1. この改正規約は2019年12月11日から実施します。

附則（2020年3月24日）

1. この改正規約は、2020年3月25日から実施します。